

神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等の事業主が、精神障害者を雇用し、その職場適応のために、職場指導員（以下「指導員」という。）を設置した場合に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業等とは、資本の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下（卸売業を主たる事業とするものについては、資本の額又は出資の総額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下、小売業（飲食店を含む。）又はサービス業を主たる事業とするものについては、資本の額又は出資の総額が5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が、小売業の場合は50人以下、サービス業の場合は100人以下）のものをいう。
- (2) 精神障害者とは、次に掲げる者であつて、症状が安定し、就労が可能な状態にあるものとする。
 - ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - イ 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）又はてんかんにかかっている者（前記アに掲げる者に該当する者を除く。）
- (3) 特例子会社とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた子会社をいう。

(指導員の業務)

第3条 指導員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 障害者の適職の選定、能力開発の向上に関すること。
 - (2) 障害者の障害に応じた施設、設備の改善等作業環境の整備に関すること。
 - (3) 労働条件や職場の人間関係等、障害者の職場生活に関すること。
 - (4) その他障害者の職場適応の向上に関すること。
- 2 指導員は、前項の業務の適切な遂行に資するため、研修等を受講することで障害者についての理解を深めるとともに、職場における障害者についての理解促進に努めるものとする。

(補助の対象事業所)

第4条 補助対象事業所は、次の各号に掲げるいずれの条件にも該当するものとする。

- (1) 中小企業等のうち、障害者雇用促進法第43条第7項により報告義務が規定された事業主で、主たる事業所が県内に所在し、かつ、常時雇用する従業員の数が100人未満である事業主の事業所であること。
- (2) 一週間の所定労働時間（以下「週所定労働時間」という。）が10時間以上の精神障害者が1人以上在籍する県内の事業所であること。

ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第 19 条の 2 第 1 項第 2 号ニに規定する「障害者介助等助成金（職場支援員の配置又は委嘱助成金）」又は同規則第 20 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「職場適応援助者助成金（企業在籍型職場適応援助者による支援）」の助成対象とする障害者は対象とならない。

(3) 指導員を設置している事業所であること。

(4) 特例子会社でないこと。

2 補助対象とする指導員について、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第 19 条の 2 第 1 項第 2 号ニに規定する「障害者介助等助成金（職場支援員の配置又は委嘱助成金）」又は同規則第 20 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「職場適応援助者助成金（企業在籍型職場適応援助者による支援）」の助成対象とする指導員は対象とならない。

3 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 10 条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第 1 号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない事業所にあつては、代表者が第 1 号に規定する暴力団員に該当するもの（申請書の提出期日等）

第 5 条 この要綱により補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定による神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「交付申請書」という。）を、現に雇用する精神障害者で、週所定労働時間が 10 時間以上の者を雇い入れた日の翌日から起算して 1 年後の日までに知事に提出しなければならない。

2 補助交付決定を受けた者は、次年度以降、県の会計年度ごとに申請書を知事に提出しなければならない。

3 規則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定による交付申請書に添付すべき書類は、障害者名簿（第 2 号様式）とするほか、次のとおりとする。

(1) 新たに補助金の交付の申請をする場合においては登記簿謄本

(2) 補助対象となる指導員及び障害者の在籍及び週所定労働時間が明らかになる書類の写し

(3) 補助対象となる障害者が精神障害者であることが確認できる書類の写し

4 補助金の交付の申請をした期間内において前項第 3 号に掲げる書類の有効期限が到来する場合は、更新された書類の写しを速やかに知事に提出しなければならない。

（申請書の受理及び決定通知書）

第 6 条 知事は申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めたときは神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金交付決定通知書（第 3 号様式）を当該事業所へ送付するものとする。

（交付決定の取消等）

第 7 条 知事は、交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(3) 第4条第3項各号のいずれかに該当するとき。

(県警本部への確認)

第8条 知事は、必要に応じて申請者又は第6条の交付決定を受けた者が、第4条第3項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付条件)

第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、第17条に規定する軽微な変更については、この限りではない。

(2) 補助事業を休止又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第10条 前条の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県精神障害者職場指導員設置補助事業変更（休止・廃止）承認申請書（第4号様式）（以下「変更（休止・廃止）承認申請書」という。）に変更の内容及び理由又は休止、廃止の理由を記載して知事に提出しなければならない。

2 知事は変更（休止・廃止）承認申請書を受理したときはその内容を審査し、交付決定内容の取り消しを伴う承認を行う場合には、神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金変更（休止・廃止）承認及び交付決定取消通知書（第5号様式）を当該事業所へ送付するものとする。

(申請の取り下げのできる期間)

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金実績報告書（第6号様式）に指導員及び障害者の出勤状況及び労働時間が明らかになる書類を添えて、補助事業終了日（補助事業の廃止・休止の承認を受けたときはその承認日）から15日を経過した日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項にかかわらず、補助対象期間中は、前項で規定する報告書を、前期分（4月～9月）については10月15日までに、後期分（10月～3月）については4月15日までに、知事に提出しなければならない。

(補助期間)

第13条 補助金の支給対象となる期間は、第5条第1項の規定による申請に基づき第6条に規定する初年度の交付決定を受けた翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から起算して最大36月とする。ただし、交付決定を受けていない期間は除くものとする。

2 前項の場合において、同一の補助対象事業所に対する補助金の支給対象となる期間は、通算して36月分を限度とする。

3 初年度の補助対象期間は、第6条の交付決定を受けた翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から当該年度の3月31日までとし、次年度以降の補助対象期間は、各年度の4月1日から3月31日又は補助事業終了日までとする。

（補助金額）

第14条 補助金の額は、指導員の人数にかかわらず、1事業所あたり月額3万円とする。ただし、第5条第1項の規定による申請に基づき第6条に規定する初年度の交付決定を受けた翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から起算して13月目以降については、月額2万円とする。

（補助金の交付）

第15条 補助金は、第12条で規定する実績報告書に基づき、支払うものとする。

（書類の整備等）

第16条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る収入を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助事業者は、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該事業所が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第17条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更届（第7号様式）をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 事業所名、所在地、代表者名に変更があった場合。

(2) 指導員が退職又は転勤等で変更した場合。

第18条 この要綱に定めるもののほか、本補助事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第14条の規定は、平成7年4月1日以後新たに補助する支給対象に適用し、同日前既に補助を実施中で、同日以後も継続する支給対象については、平成7年4月を第4条第1項の条件に該当した月とする。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年12月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年9月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱を、平成25年4月1日から適用する。

(補助期間に係る経過措置)

- 2 平成25年3月末日時点で補助事業者であり、かつ、その時点で補助期間が3年以上5年以内の補助事業者については、第14条の規定にかかわらず、平成26年3月までを補助期間として交付申請ができるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 15 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 27 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 14 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 30 年 3 月 31 日時点で補助事業者であり、かつ、その時点で補助期間の残存期間が 1 年以内の補助事業者が、平成 30 年 4 月 20 日までに交付申請をした場合には、第 4 条の規定により補助対象に該当する事業者とみなし、第 14 条の規定にかかわらず、旧要綱第 5 条の規定による補助金額を交付申請できるものとする。なお、その際に用いる各号様式については、旧要綱の様式を用いることとする。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 28 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 20 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 29 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 10 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 2 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に旧要綱の様式により行われた申請手続その他の行為でこの要綱の施行の際、現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によって行われたものとみなす。

神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
名称
代表者名

年度神奈川県精神障害者職場指導員設置補助事業について補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業所の名称

事業所の所在地

2 補助事業の目的及び内容

年 月 日に雇い入れた精神障害者の
職場適応のために職場指導員を選任しているため。

3 申請年度における
補助対象期間

年 月 日～ 年 月 日

4 交付申請額

前期分（4月～9月） 円
後期分（10月～3月） 円

5 交付申請額の算出方法

前期分 月分×30,000円（1～12月目）
月分×20,000円（13～36月目）
後期分 月分×30,000円（1～12月目）
月分×20,000円（13～36月目）

6 補助事業の対象となる
ことの事実確認

別紙のとおり

別紙（第1号様式の2）

確 認 事 項

1 企業全体に関する事項			
常時雇用する 労働者数	資本の総額又は 出資の総額	主たる事業	
人	円	1 小売業・サービス業 2 卸売業 3 その他	
2 申請事業所に関する事項			
(1) 常時雇用する労働者数 人			
(2) 職場指導員に関する事項			
ア 指導員氏名	イ 生年月日	ウ 指導員に選任 された年月日	エ 現在の役職
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
3 過去の当該補助金の受給実績に関する事項(該当する項目にチェックを入れてください。)			
<input type="checkbox"/> 過去、当補助金を受給したことはありません。 <input type="checkbox"/> 過去、当補助金を受給したことがあります。(下記に補助期間、当時の事業所名、事業所所在地を記載ください。) (補助期間) 年 月 日～ 年 月 日 (事業所名) (所在地)			
4 「障害者介助等助成金(職場支援員の配置又は委嘱助成金)」又は「職場適応援助者助成金(企業在籍型職場適応援助者による支援)」の受給実績に関する事項(該当する項目にチェックを入れてください。)			
<input type="checkbox"/> 当助成金を受給したことはありません。 <input type="checkbox"/> 当助成金を受給したことがあります。(下記に受給した助成金の名称、補助期間を記載ください。) (補助金の名称) (補助金の対象者) (補助期間) 年 月 日～ 年 月 日			

代表者・役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

事業所名
代表者氏名

第2号様式（第5条関係）

障 害 者 名 簿

年 月 日現在			事業所名			
① 氏 名	② 生年月日	性 別	③ 障害の程度	④ 雇入れ年月日	⑤ 仕事の内容	備 考
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		

注 1 ①欄については、補助対象障害者の氏名を記入すること。

2 実績報告書提出時までに新規雇入れがあった場合には、追加して記入すること。

また、中途退職した場合には、備考欄に退職年月日を記入して提出すること。

神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金交付決定通知書

産総第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公印省略)

年 月 日付けで申請のありました、神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金は、実績報告書（前期分4月～9月、後期分10月～3月）に基づき、支払うものとする。
- (2) この補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (3) この補助金の交付決定の内容又は条件に不服があるときは、この交付決定通知書を受領した日から10日を経過した日まで申請の取り下げをすることができる。
- (4) 交付申請書の提出後、補助対象となる障害者の雇い入れ、退職及び職場指導員の変更等補助事業の内容を変更しようとする場合は、すみやかに知事に届け出るとともに必要に応じ承認を受けること。
- (5) 補助事業を休止又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入についての証拠書類を当該補助事業完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間整備保管しなければならない。また、保存期間が満了しない間に解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。
- (7) その他補助事業の執行にあたっては、規則及び神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金交付要綱を遵守しなければならない。

第4号様式（第10条関係）

神奈川県精神障害者職場指導員設置補助事業
変更（休止・廃止）承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
名称
代表者名

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県精神障害者職場指導員設置補助事業を次のとおり変更（休止・廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更（休止・廃止）の内容

2 変更（休止・廃止）の理由

神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金
変更（休止・廃止）承認及び交付決定取消通知書

産総第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公印省略)

年 月 日付けで変更（休止・廃止）承認申請のありました、神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消したので、規則第6条の規定により通知します。

1 取消額 円
(既交付決定済額 円)

2 補助条件

- (1) この決定の内容又は条件に不服があるときは、この通知書を受理した日から10日を経過した日まで申請の取り下げをすることができる。
- (2) 休止期間は、神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第13条で規定されている補助期間からは除くものとする。
なお、休止期間は、要綱第4条に定める補助条件を満たさなくなり、神奈川県精神障害者職場指導員設置補助事業変更（休止・廃止）承認申請書（第4号様式）を県が承認した月から開始するものとし、再び補助条件を満たし、再度交付申請を提出し、交付決定を受けた月の末日で終了するものとする。
- (3) 休止承認後、再び交付要件を満たした場合は事業の再度交付申請を行うことができる。ただし、休止承認後2年間再度交付申請が無かった場合を除く。

第6号様式（第12条関係）

神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
名称
代表者名

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県精神障害者職場指導員設置

補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

請求金額 円
(算出内訳:【1~12月目】 月分×30,000円+【13~36月目】 月分×20,000円= 円)

項目	月						計
	月	月	月	月	月	月	
常用労働者数							
補助対象障害者数							
補助対象指導員数							
指導員の異動の有無	有・無		有の場合異動年月日		年 月 日		
前任指導員氏名			後任指導員氏名				

振込先	銀行・金庫・組合		支店
預金種別	普通・当座・その他	口座番号	
(フリガナ) 口座名義	()		

変 更 届

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 殿

所 在 地
名 称
代表者名

神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金交付要綱に基づき、次の事項に変更があった
ので届け出します。

1 変更事項

変更事項 (マルをつける)	項 目	新	旧
	事業所名		
	所 在 地		
	代表者名		
	指 導 員		

2 変更年月日 年 月 日